

# 公開質問状

2013（平成25）年12月27日

長崎県知事 中村法道 殿

石木ダム建設絶対反対同盟 連絡人 岩下和雄  
石木ダム対策弁護団 代表弁護士 馬奈木昭雄  
石木川の清流を守り川棚川の治水を考える町民の会 代表 森田正昭  
石木川守り隊 代表 松本美智恵  
水問題を考える市民の会 代表 篠崎正人  
石木川の清流とホテルを守る市民の会 事務局長 田代圭介

貴県の石木ダム建設計画に関して、以下のとおり質問致しますので、ご回答下さい。

## 第1 はじめに

1 私たちは、貴県が現在進めている石木ダム建設計画に対して、現時点では反対しております。

その理由としましては、第一にダム建設の必要性が全くないこと、第二に、ダム建設により建設予定地及びその周辺の居住者の生活、あるいは自然環境に重大な悪影響を与えること、第三に、貴県には、ダム建設より優先して予算を使うべき他の事業があり、ダムを建設することは税金の無駄遣いであること、です。

2 私たちは、合理的理由もなく感情的に、貴県の石木ダム建設計画に反対しているわけではありません。

ダム建設の必要性があり、関係者等に与える影響が少なく、かつ、潤沢な予算があるのであれば、ダム建設について容認する余地もあります。

しかし、これまで私たちが指摘してきたように（今回の地権者を含めた5団体共同ではなく、個々に、ですが）、石木ダムを建設する必要性は全くありません。そうであるにもかかわらず、貴重な税金を投入のうえ、地権者の生活や自然環境を破壊してまでダムを建設することは許されません。

また、私たちは貴県が石木ダム建設に頼り、川棚川で本来行うべき治水対策をなおざりにしていることを危惧しています。利水面でも同様、佐世保市の水需要が伸びずに石木ダム建設事業費分担金と関連水道事業費の支払に支障を来し、水道事業体としての漏水対策、施設更新が進まなくなることを危惧しています。

従いまして、現時点では、私たちは貴県の石木ダム建設計画に反対せざるを得ませんし、反対する私たちの方が正しいとの確信を持っています。

3 ところで、事業認定の効果を維持するのであれば、貴県は、平成26年9月5日までに、

予定地の一部について、収用裁決申請手続を執ることになります。

石木ダムの必要性についてきちんと検証がされておらず、かつ、地権者の多くがまだ理解と協力に至っていない段階で、その努力を怠って収用裁決申請手続に着手することなど、全く理解できませんし、そもそも違法であると考えます。

したがって、私たちは、貴県はかかる違法な手続をおとりにならないと信じています。

4 しかし、仮に、前記報道通り、貴県が平成26年9月5日までに収用裁決申請手続をおとりになるというのであれば、石木ダム建設の「必要性がない」と考える私たちの理解・認識が誤っていることになります。したがって、貴県には、現時点で既に、私たちの理解・認識の誤りを訂正できるだけの事実及び資料があるはずで、それが無い限り、収用裁決申請手続を執ることは不可能だからです。

5 そこで、貴職に対して、本公開質問状を差し出す次第です。

以下、私たちがなぜ石木ダムの必要性がないと考えているかを、各項目に沿って根拠とともに合理的に説明します。

その立場から、客観的事実にかかる貴県の見解をお尋ねすると共に、「ダム建設の必要性がある」という見解に対して生ずる疑問を投げかけております。

貴県は「ダム建設の必要性がある」と考えているようですから、ここで私たちが提示している疑問・質問に対して、迅速かつ容易に、そして根拠資料を添えて明確に答えられるはずで、

従いまして、速やかに、以下の質問にご回答下さい。

## 第2 利水の視点からの質問

### 1 水需要予測について

#### (1) はじめに

貴県が、石木ダムを設置する最も大きな目的として挙げるものは、佐世保地区の水需要増加に対応する利水目的です。すなわち、「佐世保地区では、水需要が急速に増大し水源確保が追いつかない、この慢性的な水源不足を解消するためには石木ダムが必要だ」というものです。

そして、貴県は、佐世保地区の水需要予測等について以下の通りとしています。

(佐世保市水道局平成24年度再評価 水需要予測資料 平成36年度予測値)

ア 将来の一日使用水量 75,542 m<sup>3</sup>

イ 一日平均給水量 84,685 m<sup>3</sup>

75,542 ÷ 有収率 89.2%

ウ 一日最大給水量 105,461 m<sup>3</sup>

84,685 ÷ 負荷率 80.3%

エ 原水必要量 117,000 m<sup>3</sup>

105,461 ÷ 利用量率 90 パーセント

しかし、佐世保地区の水需要予測は、以下述べるように何ら客観的な根拠に基づかな

い不合理なものであり、およそ科学的な予測とは言えないものと考えます。

貴県が、客観的に明確な根拠に基づかず、恣意的に佐世保地区の水需要予測を行ったうえで、この事業を推進しているとすれば、明らかに違法です。

そこで、以下、貴県および佐世保市が主張する佐世保市の水需要予測の概要について、生活用水量、工場用水量、業務営業用水量の順に私たちの考えを述べます。

その上で、石木ダム建設の必要性があるとしている貴県に対して、当然、答えられるはずの私たちの疑問について質問をさせていただきます。

## (2) 生活用水量の需要予測の誤り（生活用水量について）

### ア 佐世保市の需要予測

「佐世保市第9期拡張事業 平成24年度再評価 水需要予測資料」（以下、「需要予測」という。）では、平成23年の給水人口を22万6800人を前提に、平成36年のそれを20万1400人と推計した上で（需要予測33頁）、生活用水に関する状況分析を下記のようにされています。

- ① 平成6年度の大渇水後、生活用水量原単位（L/人・日）が回復せず、平成16年度まで緩やかな回復であったこと。
- ② 平成17年度、平成19年度の渇水により回復していた原単位が激減したこと。
- ③ 近年、全国同規模都市の原単位が減少する中、佐世保市の原単位は明らかな増加傾向を示していること。
- ④ 佐世保市の原単位減少は節水機器の普及や社会情勢の変化が影響していると思われるが、その影響を受けた上でも増加傾向にあることは節水どころではなく、（市民が）我慢をしており、一般的な受任限界を超えていること。
- ⑤ 佐世保市の原単位は全国と同様に回復傾向にあり、石木ダムが完成し、渇水危機がなくなればさらに回復すること。

### イ 私たちの考え（佐世保市の需要予測の誤り）

これに対して私たちは、生活用水に関する上記分析結果は、極めて杜撰なデータ分析に基づき、恣意的な評価を加えているものと考えます。以下、私たちがそのように考える根拠を述べます。

#### ア) 上記①②について

需要予測35頁にある表1.4-1を見ると、平成5年度の原単位は204（L/人・日）に対し、渇水が起こった平成6年は182と、26（L/人・日）減少し、その後、平成7年度に175となり、徐々に増加し、平成15年度に193となりました。その意味では、平成6年度の渇水後、緩やかな回復傾向にあると言えます（なお、上記平成15年度の原単位実績は、需要予測35頁には「204」と記載されていますが、これは計算の誤りがあります。需要予測27頁の表1-13では、佐世保地区の平成15年度給水人口は23万4144人となっています。これを基に、原単位を計算し直すと「193」となります。）

もつとも、需要予測では「平成 17 年度、平成 19 年度に再び渇水が発生。給水制限の影響から、回復していた原単位はまたしても激減する。今回も平成 6 年度同様、渇水前の状態には即時回復していない。その後は、現在の平成 23 年度まで緩やかな回復傾向を示している。」としています。

しかし、平成 17 年度 193 に対し、その前年の平成 16 年度は 196、平成 19 年度 191 に対し、前年の平成 18 年度は 193 です。

貴県は平成 17 年度及び平成 19 年度を渇水の年と位置付け、原単位を「激減」とされていますが、渇水の前年度との比較においては「激減」と評価されるほどの差はありません。また、平成 6 年渇水以後の原単位は 175(H7 年度)から 196 (H16 年度)の幅で推移しており、その数値との比較においても平成 17 年度 (193) , 平成 19 年度 (191) が「激減」とは到底いえません。仮に、平成 17 年度及び平成 19 年度の原単位が減少しているとしても、その減少を石木ダム建設によって補うことの実効性、有益性には疑問があると言わざるを得ず、私たちは、別途述べるような漏水対策を実施することで「激減」は食い止められると考えています。

(イ) 上記③について

需要予測では、「近年、全国同規模都市の原単位が減少傾向の中、本市においては渇水（給水制限）時のみが減少しており、その他の期間は明らかに増加傾向を示している。」とされていますが、これも杜撰な分析と言わざるを得ません。

すなわち、前出の表 1.4-1 に記載されている直近 5 か年の原単位実績の推移をみると、平成 19 年度 191 (L/人・日、以下単位は同じ) →平成 20 年度 188→平成 21 年度 189、平成 22 年度 190→平成 23 年度 189 となっており、これは「明らかな増加傾向」とはいえませんが、仮に原単位の数値が正しいとすれば、むしろ減少傾向と判断することがより適切であり、「増加傾向」とする点は単純な数値の比較について誤った分析を加え、極めて恣意的な評価をしていると言わざるを得ません。

(ウ) 上記④⑤について

「佐世保市の原単位減少は、全国と同様に節水機器の普及や社会情勢の変化が影響していると思われるが、その影響を受けた上でも増加傾向にあることは節水どころではなく、（市民が）我慢をしており、一般的な受任限界を超えている」と分析した上で、石木ダムが完成すれば渇水危機がなくなり、原単位がさらに回復すると結論づけています。

しかし、「佐世保市民が我慢をしており、一般的な受任限界を超える」との分析は、極めて主観的で、根拠が明らかではありません。また、何を基準に「一般的な受任限界」を定めているのか明らかではありません。

仮に根拠なく市民の意思を推測し「我慢」しているとか「一般的な受任限界を超えている」と結論づけるのは、行政の判断として極めて不適切と考えます。

ウ 小括

以上のとおり、生活用水原単位の需要予測においては、数値の分析が杜撰であり、極めて恣意的な評価と結論が導き出されており、私たちは到底納得することはできません。

そこで、以上の生活用水量の視点から以下の質問を致しますので、ご回答下さい。

- (ア) 平成17年度及び平成19年度の原単位の減少を「激減」と評価した分析過程を明らかにして下さい。また、その評価を導出した根拠をお教え下さい。特に「何年と比べて激減」なのか、対象の年と水量を明示して下さい。
  - (イ) 需要予測において、近年の原単位の推移を「増加傾向」と評価した分析過程を明らかにして下さい。なお、そのような評価を導出する際に用いた資料等をご開示下さい。
  - (ウ) 私たちは、佐世保市の原単位の増加傾向はそもそもないと考えますが、そうであろうとなかろうと、貴県が、少なくとも「佐世保市民は、水使用について受忍限界を超えて我慢している」と評価していることは明らかです。そのように評価した過程を明らかにして下さい。なお、そのような評価を導出する際に用いた資料(佐世保市民への意向調査等)があるはずですから、ご開示下さい。
- (3) 工場用水量の需要予測の誤り

ア 佐世保市の工場用水の需要予測

佐世保市水道局の水需要予測資料によれば、工場用水の需要は、2011年度の実績である1,890<sup>m</sup>³/日から目標年度の2024年度には8,979<sup>m</sup>³/日、つまり4.75倍も増加すると予測しています。その最大の根拠は、佐世保市の工場用水の最大需要先である佐世保重工業株式会社(以下、「SSK」と言います。)の水道使用量が2011年度の1,166<sup>m</sup>³/日からわずか4年後の2015年度以降は5,691<sup>m</sup>³/日と4.88倍にも急激に増加するとの予測です。佐世保市水道局が作成した資料によれば、「SSKでは経営方針の変更に伴い、修繕船の売上高を約2倍見込んである。」(佐世保市第9期拡張事業平成24年度再評価水需要予測資料)という記載があり、それを理由にSSKの水道使用量を急激に増加させています。

また、SSK以外の工場用水についても、小口の需要先の使用量が2011年度実績から6年後には1.5倍に増加し、さらに新規の工業団地での使用量が純増すると予測しています。

イ 私たちの考え(佐世保市の需要予測の誤り)

しかし、私たちは、上記の佐世保市水道局の工場用水の需要予測は、全く根拠のない不可解きわまりないものと考えています。

- (ア) まず、工場用水の最大需要先のSSKの水道使用量の急増についての誤りについて述べます。

佐世保市水道局の言うSSKの「経営方針の変更」とは、2012年10月25日にSSKが発表した「向こう3カ年の経営方針(「事業再構築について」)において、艦艇・修繕船事業の増強を発表したことを指しています。

しかし、SSKの艦艇・修繕船事業の売上高は、2011年度実績が約86億

円（総売上高×13%）であるところ、「向こう3カ年の経営方針」における2014年度の艦艇・修繕船事業の売上高目標は100億円で、2011年度実績の1.16倍です。さらに、2013年5月17日にSSKが発表した「新中期経営計画」によれば、艦艇・修繕船事業の売上高目標は下方修正され、2015年度の売上高目標は95億円で、2011年度実績のわずか1.10倍にすぎません。すなわち、佐世保市水道局が立てた水需要予測の前提である「SSKの修繕船の売上高を約2倍見込む」こと自体が誤っているものと考えられます。通常「1.16倍」を「約2倍」とは表現しません。

さらに、仮にSSKの艦艇・修繕船事業の売上高が2倍になったとしても、なぜ水道使用量が4.88倍にも急増するのかという点について、売上高と水道使用量の関係は不明であり、これまで私たちが納得できる十分な説明や十分な資料の提供はなされていません。

以上のように、SSKの工場用水の使用量がわずか4年で4.88倍に急増するという佐世保市の需要予測は、予測の前提自体が誤っている上、需要増加の根拠も不明であると言わざるを得ません。

(イ) 次に、SSK以外の工場用水について述べます。

佐世保市水道局は、小口の需要先の使用量が2011年度実績の724m<sup>3</sup>/日から6年後の2017年度以降は1.5倍の1,114m<sup>3</sup>/日に増加するとしています。

しかし、佐世保市の工場用水使用量は全体として明らかに減少傾向が続いており、小口需要先だけをみても上記2011年度実績は1994年度の1,759m<sup>3</sup>/日の41%程度にまで落ち込んでいます。

それにもかかわらず、佐世保市水道局は「渇水と経済不況の影響が強く出ており、この傾向で予測する時系列分析は適切でない」と一方的に決めつけ、なぜか結論としては、「最低でも過去20年平均までは回復する見込みが高いと判断し過去20年平均を採用する」としています。しかし、佐世保市のこの予測に何らの合理的根拠がなく、そのことが現実の利用状況に照らして、日々証明されていることは多言を要しません。

(ウ) さらに佐世保市水道局は、工場用水の需要予測について、目標年度の2024年度には、新規分として佐世保テクノパーク、水産加工団地、つくも苑跡工業団地の合計1,380m<sup>3</sup>/日の使用量が純増すると予測していますが、この予測に関しても、工場進出が予定通りにされるのか未定であります。

そもそも佐世保市の工場用水の6割以上を占めるSSKの需要予測自体が全く誤っているのであるから、仮に工業団地の新規分の予測がある程度合理性があったとしても、工場用水全体の予測の誤りには何の影響もないと考えます。

ウ 小括

以上述べてきたように、私たちは、目標年度の2024年度には2011年度実績

の4. 75倍にも需要が増加するという佐世保市の工場用水の需要予測は、全く根拠のない不可解なものと考えています。この点、貴県の県庁所在地である長崎市は、2013年3月の新たな水需給計画において、目標年度の2025年度の工場用水は2011年度実績の1.17倍としており、それに照らしても、佐世保市の予測がいかに突出した現実とかけ離れた数値であるかが明らかです。

(4) 業務営業用水量の需要予測の誤り

ア 佐世保市の業務営業用水量の需要予測

佐世保市水道局の水需要予測資料によれば、業務営業用水量の需要は、2011年度の実績である17,486 m<sup>3</sup>/日から、目標年度の2024年度には23,002 m<sup>3</sup>/日、つまり1.32倍も増加すると予測しています。その根拠は、①小口需要先の需要が観光客数の増加に対応して増加する、②大口需要先である米軍と自衛隊については過去最大値を採用する、③新規分の需要が見込めるというものです。

イ 私たちの考え（佐世保市の需要予測の誤り）

(ア) ①小口需要先

佐世保市は、観光客の増加に対応して需要が増え、2011年度実績の14,703 m<sup>3</sup>/日から、目標年度の2024年度には17,359 m<sup>3</sup>/日に増加するとしています。しかし、佐世保市の観光客数は実績として減少傾向にあるのに、2011年度以降は右肩上がりに増え続けるという予測の根拠が全くわからない上、業務営業用水量の需要が観光客数の増加に対応して増えるというのは、因果関係が全く不明であり、合理性があるとは思えません。

このように、業務営業用水量の需要は、佐世保市において減少傾向にあり、将来増加傾向に転じるとは考えられません。

(イ) ②大口需要先

佐世保市は、米軍と自衛隊の大口需要先について、それぞれ過去最大の需要実績の数値（米軍は2000年度の2,279 m<sup>3</sup>/日、自衛隊は1987年度の1,955 m<sup>3</sup>/日）が2017年以降続くと予測していますが、この予測にも何ら根拠がないことは明らかです。

ウ 小括

以上述べてきたように、私たちは、目標年度の2024年度には2011年度実績の1.32倍に需要が増加するという佐世保市の業務営業用水量の需要予測は、全く根拠のないものと考えています。この点でも、貴県の県庁所在地である長崎市が、2013年3月の新たな水需給計画において、目標年度の2025年度の業務営業用水量の需要は2011年度実績の0.96倍に減少すると予測しています。

(5) まとめ

ア 以上述べたとおり、佐世保市の水需要予測は客観的根拠のないものであり、また現実から大きく乖離したものであって、石木ダムの必要性を殊更作り出すための予測としか考えられません。

それでも貴県が佐世保市の需要予測が正当だというのであれば、以下の私たちの質問に対して、速やかに明確かつ合理的な回答ができるはずです。

#### イ 質問事項

##### (ア) SSKの工場用水について

- ① SSKの艦艇・修繕船事業の売上高と水道使用量について、「向こう3カ年の経営方針」と「新中期経営計画」によれば、売上高は2011年度実績の1.10倍から1.16倍であるのに、佐世保市の予測が「約2倍」とする理由をお教え下さい。
- ② 売上高の増大と、水道使用量の増大との相関関係を示す資料はあるのでしょうか。特にSSKの業種に関するものはあるのでしょうか。あるのであれば、お教え下さい。あわせて売上高から水道使用量を導く計算式についてお教え下さい。
- ③ 前記の予測を立てる前提として、SSKの過去の水道使用量はどのくらいであったのか、及び今後一日最大どの程度の水道使用量を予定しているか、に関する具体的な数字について、当然ヒアリング等の調査をしているはずですのでお教え下さい。  
もし、かかる調査をしていないのであれば、その理由をお教え下さい。
- ④ 水道使用量が4.88倍に急増するという予測は、SSKと何らかの協議を経て決定されたものか、それとも佐世保市の単独の見解なのかお教え下さい。
- ⑤ 佐世保市水道局がSSKの需要予測をするにあたり、「向こう3カ年の経営方針」と「新中期経営計画」以外で使用した資料があれば、その資料の名称と内容、策定年月日等をお教え下さい。
- ⑥ SSKの、2011年度、2012年度及び2013年度のうちの2013年4月～12月の、各水道使用量はどれくらいでしょうか。

その実績は、貴県が立てたSSKの需要予測と合致していますか。

##### (イ) SSK以外の工場用水について

- ① 小口需要先の需要の減少傾向が続いているにもかかわらず、「最低でも過去20年平均までは回復する見込みが高いと判断し過去20年平均を採用する」とした根拠についてお教え下さい。
- ② 新規分として計上した佐世保テクノパーク、水産加工団地、つくも苑跡工業団地の増加需要の根拠について、工場進出の予定等、具体的な資料をもとにお教え下さい。
- ③ 佐世保市水道局の工場用水の需要予測は、新規の事業のみを考慮していると思われませんが、事業の終了による需要減少を考慮したのかどうか、考慮していないとすればその理由をお教え下さい。仮に考慮したのであれば、需要予測のどの部分で考慮されているかお教え下さい。
- ④ SSKを除く工場用水の、2011年度、2012年度及び2013年度のうちの2013年4月～12月の各水道使用量はどれくらいでしょうか。

その実績は、貴県が立てた需要予測と合致していますかお教え下さい。

(ウ) 業務営業用水量の需要予測

① 小口需要先について、業務営業用水量の需要は減少傾向にあるにもかかわらず、将来増加傾向に転じると考える根拠をお教え下さい。仮にそれが観光客の増加に対応して需要が増えるという点にあるのであれば、その因果関係を示す客観的データをもとにお教え下さい。

② 佐世保市の観光客数は実績として減少傾向にあるのに、2011年度以降は右肩上がりに増え続けるという予測の根拠をお教え下さい。

③ 佐世保市の観光客数の、2011年度、2012年度及び2013年度のうちの2013年4月～12月はどれくらいでしょうか。

その実績は、貴県が立てた予測と合致していますか。

④ 米軍と自衛隊の大口需要先について、それぞれ過去最大の需要実績の数値を採用する合理的根拠をお教え下さい。

また、その年に米軍及び自衛隊で水道水を利用した利用人口はどれくらいだったのでしょうか。あわせて、現在のそれについてもお教え下さい。

2 安定水源量について

(1) はじめに

上記のように、私たちは、貴県が予測する「佐世保地区の水需要予測」は、明らかに過大であると考えています。

ところで、仮に貴県が予測する「佐世保地区の水需要予測」が過大とまでは言えず、確かに今後、100,000 m<sup>3</sup>/日前後の給水量を確保する必要があるとしても、私たちはそれでもやはり、石木ダムは必要がないと考えています。

(2) 安定水源量にかかる貴県の見解

ア まず、貴県は、上記のように、佐世保地区で将来必要となる一日当たりの安定給水量は117,000 m<sup>3</sup>であるところ、現在、佐世保地区が保有している水源量は日量77,000 m<sup>3</sup>でしかないので、どうしてもあと40,000 m<sup>3</sup>の水源の確保が必要であると主張しています。

その根拠は、佐世保市水道局が作成した「佐世保市水道施設整備事業再評価」と思われます。これによると、「佐世保地区における水源は、多くの水源を保有しているものの（全体水量105,500 m<sup>3</sup>/日）、その内、安定水源は77,000 m<sup>3</sup>/日（73%）であり、28,500 m<sup>3</sup>/日（27%）は不安定水源である」とされています。

なおそこで「不安定水源」とされているのは、「河川水」では、①川棚川水系川棚川の「川棚水源5,000 m<sup>3</sup>/日」、②相浦川水系相浦川の「四条橋水源」、同「三本木水源」、合計22,500 m<sup>3</sup>/日及び④「湧水」の「岡本水源1,000 m<sup>3</sup>/日」です。

イ しかし、ここで「不安定水源」と表記されている4つの水源については、過去の実績をみると、普通に供給されています。すなわち、1992年から2004年には90,000 m<sup>3</sup>以上の一日最大給水量が毎年記録されていますし、うち1994年、1999年、2001

年には100,000 m<sup>3</sup>以上の一日最大給水量が記録されています。これは、いずれもこの不安定水源を利用していたから可能となったことです。

それどころか、平成19年の渇水の時でさえも、この不安定水源から一日21,000 m<sup>3</sup>が利用されていました。

このように、平時から利用されている上に、渇水時でさえも利用できる以上、それは「不安定水源」ではなくて、明らかに「安定水源」です。

したがって、佐世保地区においては、貴県も認める77,000 m<sup>3</sup>に、平成19年の渇水時にも利用できた21,000 m<sup>3</sup>を加えた日量98,000 m<sup>3</sup>程度は、「安定的な供給能力」を有していると、言わざるを得ません。

確かに「不安定水源」とされているものは慣行水利権、暫定水利権などであり、許可水利権ではありません。その意味で形式的(法律的)には「不安定」かも知れませんが、これは、河川管理者である貴県が水利権を許可すれば簡単に解決する問題です。

### (3) 有収率・負荷率について

ア 前記のように、貴県の「将来の一日使用水量75,542 m<sup>3</sup>」は過大ですが、貴県は、それを前提にしたうえで「有収率89.2パーセント」「負荷率80.3%」「利用量率90%」として、前記のように、一日最大必要量を117,000 m<sup>3</sup>としています。

しかし、有収率89.2パーセントというのは低い数値であり、これは90パーセント以上にできるはずですが、実際大規模水道事業体の3分の2以上がすでに達成しています。

この89.2パーセントが過去の実績から算出されたものであるとすると、ロス(漏水)が相当大きいことが窺えます。とすれば、まずは漏水対策をすることが先決のはずです。

イ また、負荷率80.3パーセントというのも低すぎます。過去10年間最低値を取れば84.8パーセントであり、5年間最低値であれば85.9パーセントです。

### (4) 小括

ア 以上述べてきたように、私たちは、石木ダムは全く不要であると考えています。

それでも貴県が、石木ダムが必要であるというのであれば、以下の私たちの質問に対して、速やかに明確かつ合理的な回答ができるはずですが。

#### イ 質問事項

##### (ア) 安定水源量について

- ① 2000年度から2012年度までの13年間で、一日の取水量が77,000 m<sup>3</sup>を超えた日及びその日の供給水量を全てお教え下さい。
- ② 2000年から2012年までの13年間で、貴県が「不安定水源」とする4つの水源から取水した日及びその取水量を全てお教え下さい。
- ③ 私たちは、上記4つの水源を貴県が「不安定水源」と表現しているのは、「水量が不安定」という意味ではなくて、「水利権が明確ではない」という意味であ

ると理解していますが、いかがでしょうか。貴県の認識をお教え下さい。

⑤ その4つの水源を許可水源とするために必要な手続及び要件をお教え下さい。

⑥ 貴県は、その4つの水源を許可水源とするための手続を検討したことはありますか。

あるならば、その検討結果をお教え下さい。

ないならば、今後検討する意思があるかどうかをお教え下さい。

いずれもないのであれば、なぜ今まで検討をせず、今後も検討をしないのかをお教え下さい。

⑦ 私たちは、上記4つの水源を許可水源として「安定的」にすることは極めて容易と考えていますが、この点にかかる貴県の認識をお教え下さい。

(4) 有収率・負荷率について

① 「有収率を89.2パーセント」と推定した時期と、その根拠をお教え下さい。

もし、それがその推定をした時点での過去の実績を踏まえたものであれば、同様の計算を現時点ですればどうなるのかをお教え下さい。

② 私たちは、佐世保地区の現在の有収率は、水道事業体としては、看過できないほど低いものであり、早急に改善が必要と考えていますが、いかがでしょうか。改善が必要ではないとお考えならば、その理由をお教え下さい。

改善が必要であるとお考えならば、いつごろどのような改善をする予定かをお教え下さい。その予定がないのであれば、なぜ予定がないのかをお教え下さい。

③ 「負荷率を80.3パーセント」と推定した時期と、その根拠をお教え下さい。

もし、それがその推定をした時点での過去の実績を踏まえたものであれば、同様の計算を現時点ですればどうなるのかをお教え下さい。

### 第3 治水の視点からの質問

#### 1 治水安全度・基本高水流量等について

##### (1) 治水安全度について

ア 川棚川水系河川整備計画においては、現状でも  $W=1/30$  の治水安全度は概ね確保されていることは明らかとなっています。すなわち、30年に1回の確立で生ずる大規模の降雨に対して河川が氾濫することはないとされているのです。そうすると、そもそも現況以上に治水安全度を高めることに合理性があるか否かという視点からの検討が必要となります。

イ ところで、同計画では川棚川と石木川合流地点よりも上流では、概ね30年に1回の頻度で発生する規模の降雨に対して、流量の安全な流下を図ることとされています。他方で、石木川合流地点より下流では100年に1回の頻度で発生する規模の降雨に対して、流量の安全な流下を図るために石木ダムが必要との主張をされています。この点、川棚川流域の自治体としては川棚町と波佐見町があるところ、各人口は上記合流地点より上流にある波佐見町の方が多い現状にあります。

そうすると、人口の多い自治体は  $W=1/30$  で問題ないとしていながら、人口の少ない自治体の下流部の部分のみ  $W=1/100$  との設定をする合理的理由はありません。もちろん、一般論として、より危険度の少ない治水対策が必要であることを否定するわけではありません。しかし、 $1/100$  の治水安全度の設定が必要というのであれば、同じ水系、ひいては県内のどの河川においても同様の治水目標設定をすべきです。しかし、貴県は川棚川水系のうち殊更に石木川合流地点下流部においてのみ、その治水安全度の設定を他の河川はもとより石木川の上流部とも異なる設定をしています。したがって、私たちは、貴県が30分の1を基礎にした数字では石木ダムによる「治水の必要性」を満たせなかったため、石木ダムを建設する必要性を説くために、殊更、下流域の治水安全度を上げたものと考えております。

## (2) 基本高水流量の設定について

ア 先に述べたとおり、治水安全度の設定自体に合理的理由がなく、ダム建設のために殊更治水安全度を上昇させている以上、基本高水流量を  $1,400 \text{ m}^3/\text{秒}$  と設定していること自体に何らの合理性もありません。

仮に、 $1/100$  の治水安全度の設定に合理性があるとしても、かかる数値は、以下述べるとおり、実績もなく、将来生ずる可能性も極めて乏しいものです。

イ まず、貴県は、ピーク流量を基準地点山道橋において  $1,400 \text{ m}^3/\text{秒}$  と設定し、このうち流域内の洪水調節施設により  $270 \text{ m}^3/\text{秒}$  を調節することにより、河道への配分流量を基準地点において  $1,130 \text{ m}^3/\text{秒}$  とするとしています。

しかし、私たちは、 $1,400 \text{ m}^3/\text{秒}$  との設定は実数字ではなく、1967年7月洪水の時間雨量を引き伸ばして算出されたものであって、過大であると考えています。

すなわち、雨量の確率計算で  $1/100$  の24時間雨量が  $400\text{mm}$ 、 $1/100$  の3時間雨量が  $203 \text{ mm}$  とし、1967年降雨の際に24時間雨量と3時間雨量これらの値であった場合にどの程度のピーク流量となるかを考えて、洪水流出モデルで計算した結果が  $1,400 \text{ m}^3/\text{秒}$  であったと聞き及んでおります。

以上の計算では、 $1/100$  の確率雨量に、過去の特定の事例と同じ降雨量分布が将来発生した場合という特異な条件を付加するのですから、実際に基本高水流量の  $1,400 \text{ m}^3/\text{秒}$  もの流量が現実化する可能性は、確率論としては明らかに  $1/100$  ではなく、それ以下と言わざるを得ません。

このように、 $1,400 \text{ m}^3/\text{秒}$  の流量が発生する確率は、殊更低く（治水安全度を高く）設定した  $1/100$  ですらなく、これより大幅に低いことを前提に、改めて合理性のある基本高水流量を求める必要があると言わざるを得ません。

ウ 過去の洪水の流量をみても、最も流量が多かった1948年9月洪水においてすら  $1,018 \sim 1,116 \text{ m}^3/\text{秒}$  であり、 $1,400 \text{ m}^3/\text{秒}$  をはるかに下回っています。なお、1967年7月洪水の流量は約  $814 \sim 947 \text{ m}^3/\text{秒}$ 、1990年7月洪水の流量は  $833 \text{ m}^3/\text{秒}$  にすぎません。

したがって、同計画にて設定された基本高水流量  $1,400 \text{ m}^3/\text{秒}$  との数字は実績がな

いのみならず、今後生じる可能性の極めて乏しい架空の数値と言わざるを得ません  
加えて、石木川・石木橋地点における最近23年間の最大流量は117 m<sup>3</sup>/秒であり、  
想定洪水流量360 m<sup>3</sup>/秒の33%にとどまっています。そして、河川整備計画におけ  
る計画流量配分図においても、石木川のダム上流部からの想定洪水流量を280 m<sup>3</sup>/秒  
と設定しており、石木川上流部の想定洪水流量を、下流である石木橋地点における最  
大実績流量の約2.4倍に設定しているのです。

この点、上流部の想定洪水流量を設定するにあたっては、現実に測定のできている  
地点での実績流量を基礎として検討する必要があるところ、下流部の実績流量との比  
較において、上流部の想定流量をこのような過大な数値と設定をすることは無理があ  
るところです。すなわち、石木ダム上流部の想定洪水流量は無理のある数値であると  
考えます。

エ 基本高水流量の設定は、過去の最大流量との比較で現実性のある数値を基礎に設  
定すべきであり、そうでなければ不相当に過大な整備計画となるところ、本件にお  
いては、上記の通り、ダム建設のために殊更確率を低く（治水安全度を高く）設定  
した上、最も流出流量が多くなる洪水パターンを採用して基本高水流量を設定した  
ため、実体とは大きく乖離した過大な計画となっていると、私たちは考えています。

以上の観点から、以下の質問をします。

### (3) 質問事項

#### ア 治水安全度について

(7) 貴県は、石木川合流地点より下流について、治水安全度を1/30ではなく、1  
/100として、基本高水流量(1,400 m<sup>3</sup>/秒)を算出していますが、この差をつけた  
理由をお教え下さい

貴県は、石木川合流地点より下流について治水安全度を1/30ではなく、1/  
100とし、基本高水流量1,400 m<sup>3</sup>/秒との数字を算出しており、人口が多い地域(波  
佐見町等石木川合流地点よりも上流の地域)の安全性より、人口の少ない地域(川棚  
町のうち石木川合流地点よりも下流域)の安全性を高め設定した根拠をご教示下  
さい。

(イ) また、石木川合流地点より下流について治水安全度を1/30として計算した  
場合、基本高水流量はどのような数値になるのか、計算過程と共に教えて下さい。

(ウ) 治水安全度をどう設定するかという検討をする上で、結果的に定めた1/10  
0以外に1/30あるいはそれ以外の確率を検討されたことはありますか。

仮にあるとすればなぜ検討した数値で治水安全度を設定しなかったのか、理由と  
共にご回答下さい。

逆に他の確率で検討していないのであれば、なぜ検討しなかったのか、理由と共  
にご回答下さい。

#### イ 基本高水流量について

- (ア) 基本高水流量を 1,400 m<sup>3</sup>/秒と設定すべきと判断した具体的根拠となる事実をお教え下さい。
- (イ) 基本高水流量の設定において基礎としたデータは、24 時間雨量が 400mm, 3 時間雨量が 203 mm, 1967 年降雨モデルにおける高水流量でよろしいでしょうか。もし、基礎にした他のデータがあれば、それもお教え下さい。
- (ウ) 川棚川氾濫時に、1967 年降雨モデルにおける雨量分布(各時間における雨量の分布)となる確率はどの程度であるか、その基礎資料・計算過程とともにお教え下さい。
- (エ) 川棚川流域にて、24 時間雨量が 400mm となり、3 時間雨量が 203mm となり、雨量分布が 1967 年降雨モデルとなることが同時に発生する確率、及びその計算過程をお教え下さい。

#### ウ 石木川の流量について

貴県は、洪水時における石木川のダム建設予定地の上流からの想定洪水流量を 280 m<sup>3</sup>/秒と設定していますが、こう判断した根拠となる事実、事実から結論に至る推認過程、及び、その根拠事実・推認する上で利用した経験則が存在することを示す資料一切を明らかにして下さい。

## 2 過去の水害について

- (1) 治水計画の具体的内容を考える上では、近年に実際に起きた洪水の原因を把握することが重要と考えます。

この点、近年最大の洪水は先に述べた 1990 年 7 月の水害です。

そして、同洪水で堤防に残された最高痕跡水位の調査結果によれば、石木川と川棚川の合流地点より上流にある中田橋から同合流地点より下流である山道橋までの間において、右岸、左岸共に、現況堤防高を下回るものであったことから、客観的には、流量増加により川棚川が堤防を越えて内地に流れ込んだとは認められないはずです。

そして、1990 年 7 月の洪水の主原因は、川棚川から内地への越流によるものではなく、それ以外の要因、すなわち野口川等の支流(石木川を除く)の氾濫、及び、土地の排水機能を上回る降水により生ずる内水氾濫が主要因であると考えべきです。

そうすると、石木ダムによって川棚川の流量を調整したとしても、支流氾濫及び内水氾濫という近年に起きた洪水の原因の根本的な解消となり得ない以上、災害を防止することはできません。

このように、私たちは、洪水を防止するために、真に検討されるべきはダムの建設ではなく、1990 年 7 月洪水の原因である支流の氾濫、内水氾濫を防止するための具体的方法であると考えます。

以上の視点から、以下の点についてご回答下さい。

### (2) 質問事項

- ア 先に述べたとおり、1990 年 7 月の洪水では、最高痕跡水位が右岸・左岸の現況堤防高を下回っていたことから、川棚川からの越流が客観的に認められないと私

たちは考えていますが、貴県は、1990年7月の洪水で、最高痕跡水位が現況堤防高を下回っていたという認識を有していますか。

どのような認識なのか、そう認識する根拠と共にお教え下さい。

イ 1990年7月の洪水において、野口川等の川棚川の支流(石木川を除く)が氾濫したと私たちは考えていますが、貴県はいかがでしょうか。貴県の認識を、そう認識する根拠と共にお教え下さい。

ウ 1990年7月の洪水において、川棚地域の内水氾濫も生じていたと私たちは考えていますが、内水氾濫があったか否かについて、貴県はいかがでしょうか。貴県の認識を、そう認識する根拠と共に理由をお教え下さい。

エ 1990年7月以降、野口川をはじめとする川棚川支流の氾濫及び内水氾濫を防止するための措置を講じたか否かをお教え下さい。また、仮に措置を講じたのであれば、その措置を講じた時期・内容の全てをお教え下さい。

逆に、同措置を講じていないのであれば、講じてこなかった理由をお教え下さい。

オ 今後、支流の氾濫及び内水氾濫を防止するための措置を講じる具体的な予定があるか否かを明らかにして下さい。また、仮に具体的な予定があるのであればその内容をお教え下さい。

逆に、具体的な予定がないのであれば、なぜ具体的な予定を立てようとしなのか、理由をお教え下さい。

### 3 石木ダム建設事業の検証における比較

(1) 石木ダム建設事業の検証にかかる検討資料においては、治水対策案のうち、ダム案とその他の案を比較しています。この比較検討においては、以下の点で問題があると考えています。

#### ア ダム建設の完成までに要する費用

比較検討の前提として、石木ダム建設の完成までに要する費用を、残事業費のうちの治水割合47%及び河道改修費用合計70億円と設定しています。

しかし、かかる前提は、別途利水目的等により石木ダムが建設されるということが前提となっているものです。この点、既述のとおり、利水目的においても現在ダム建設の必要性がないことは明白です。したがって、ここでは現実にダム建設のために、今後県として負担することが予想される費用を全て計上する必要があります。

そして、残事業費のみならず、現実に建設を行う場合に発生することが予想される付帯費用全てを計上した上で、他の代替案との比較を行う必要があります。

仮に少なく見積もっても、残事業費及び河道改修費用だけで150億円を超える費用が現実に必要となるのですから、かかる費用と他の方法とを比較検討すべきです。

この150億円の費用を前提に他の案と比較した場合、完成までの費用にて既に遊水池案その1、複合案のいずれよりも高額な費用となっていることは明らかです。

イ ダム中止に伴って発生する費用を比較の内容に含めたこと

治水対策案の総合評価として、殊更にダム建設以外の案につき、ダム中止にもなって発生する費用として「59億円が発生する」として記載しています。

しかし、ダム建設の中止をすればそれ自体で今後新たに59億円もの費用が発生する理由はありませんし、仮に発生したとしても、今後石木ダムを建設することによってかかる150億円の支出はなくなるのですから、中止によって新たにかかるとされる費用を大きく上回る利益があります。

以上のとおり、このように石木ダムの建設中止に費用がかかることを理由として、石木ダム建設方針を維持することは、石木ダムが予算の無駄遣いであると理解しながら地権者の権利を侵害するものであって、違法であると考えます。

真に検討されるべきは、今後採用すべき治水手段の選択なのですから、他の手段との比較のためには、今後発生することが現実的に予想されるかという視点で費用面での検討が必要であると考えます。

#### ウ 比較検討の対象とすべき事業規模

他の治水対策案は、いずれも基本高水流量を、計画高水流量へと調整する事業規模をダム建設と同じ調整をすることを前提に費用を算出しています。

しかし、ここで比較検討すべきは、以下に述べる現在必要とされる河道掘削や引堤、堤防嵩上げであって、その規模は1/100の確率を絶対に前提としなければならないわけではありません。他の流域が $W=1/30$ の治水安全度でも十分とされている以上、同じ水準で十分であるはずです。

また現時点でも、川棚川流域にて、仮に1/30の治水安全度ですら充足出来ていない箇所があるのであれば、まずはその箇所の改善から検討すべきです。

そして、そのような箇所がある場合、その治水安全度を確保するために必要な堤防整備・下流域の内水氾濫防止策・河床掘削をするための費用と比較して、ダム建設の費用を今後支出していくことが相当かという検討が必要です。

#### (2) 過去の氾濫原因の特定とその対策

すでに指摘したように、石木ダム建設以前に、当該地域の浸水原因を正確に突き止める必要がありますが、これが科学的に解明された資料は見当たりません。石木ダムを造ったとしても、本流における流量が増加し、これが河川の流下量を上回れば治水対策としては石木ダムはほとんど意味も持ちません。また、同様に、内水氾濫や支流の氾濫が原因であれば、そのための対策を行わなければ現実の洪水被害は防止することができません。

そうすると、まず浸水原因の特定をし、その原因に対応して必要な範囲での治水対策(たとえば、河道掘削、堤防嵩上げ、内水氾濫防止策など)を行う必要があります。そして、石木ダム建設案と比較すべきは、かかる具体的氾濫対策案との比較です。

#### (3) 小括

以上のとおり、経済的視点からは、石木ダム建設と他の治水対策案を、石木ダム建設案の費用について過小評価した上で、他の案へ合理的根拠のない費用を計上した上で比較検討しても適切な評価にはなりません。

また、治水対策としての効果についても、過去の洪水被害の原因を十分に特定せずに、石木ダム建設計画を進めたとしても、現実的な洪水被害を防止することはできません。現実将来の洪水被害を防止するために必要な治水対策として、科学的な検証を踏まえて石木ダムが最も有効な手段なのか、それとも他の治水対策案の方が有効なのかとの視点にて検討すべきであると考えます。

以上の点を踏まえて、以下の質問にご回答下さい。

#### (4) 質問事項

- ア 石木ダム建設(治水・利水対策として関連する付帯設備等の建設費用を全て含む)の完成までに、現に現在要すると考えられる全ての費用はいくらとお考えでしょうか。
- イ 仮に佐世保市の利水需要がなく、専ら治水目的として石木ダムを建設する場合、費用面での合理性があるとお考えでしょうか。お考えであれば、その理由をお教え下さい。
- ウ 代替案を行うにあたって、ダムの建設中止それ自体で将来59億円の費用が発生することがあるのでしょうか。仮にあれば、その具体的費目と額をお教え下さい。
- エ 石木ダム建設と他の治水案を比較検討する際に、30年に1度発生するかも知れない流量としての基本高水流量を前提とした場合、他の治水案と比較して、石木ダム建設の方が優れている比較項目がありますでしょうか。あれば、具体的な項目とその内容をご教示下さい。

#### 第4 終わりに

- 1 以上の質問事項につき、平成26年1月6日(月)(消印有効)までに、書面にてご回答下さい。あわせて、その回答の真実性を担保する資料をお付け下さい。

「回答期限が短い」とお考えかも知れませんが、冒頭に述べましたように、貴県が平成26年9月までに強制収用をお執りになるという立場だとすると、すぐに答えなくてはならない質問ばかりですし、また、その意味で「時間が足りない」のは地権者の方です。

- 2 その上で、同月9日(木)の午後7時に、貴県東彼杵郡川棚町川原のこうばる公民館にお越しいただいた上、貴職ご自身から本公開質問状に対するご回答とこれに関する説明を直接していただくとともに、ご回答に関する当方からの質疑の場を設けていただきたいと考えております。

強制収用という国民の生活・財産等の種々の権利に重大な影響を与えるをおとりになる以上、貴職には、自ら私たちの質問に回答し、私たちの誤解を解く必要性があり、かつその義務があります。

そこで、本公開質問状の回答に、貴職に上記日時にこうばる公民館にお越しただける

旨付記して下さい。また、どうしても上記日時のご都合が悪く、近い日時でお越しいただける場合は、その旨ご連絡下さい。

- 3 何の連絡もないまま、平成26年1月6日までに回答書をいただけない場合、あるいは、回答書に貴職が上記公民館にお越しいただける旨の付記がなされていない場合には、貴職には上記公民館にご説明においでになる意思がないものと判断せざるを得ません。その場合には、やむを得ませんので、私たちが貴職の見解を伺うべく、直接、貴県庁舎に回答をお尋ねに参ります。

その場合、平成26年1月9日午後3時にお伺いしますので、よろしくご対応下さい。

- 4 なお、書面でのご回答は下記宛にご郵送下さい。

また、本書面へのお問い合わせ等につきましても、下記事務所にお問い合わせ致します。

#### 記

〒806-0021

福岡県北九州市八幡西区黒崎3丁目1番7号

アースコート黒崎駅前BLDG. 4階

黒崎合同法律事務所

弁護士 平山博久

TEL 093-642-2868

FAX 093-642-2856

以上